（電子提供措置）

第五十四条の三　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の理事は、総会の日の二週間前の日又は第四十九条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第五十四条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から総会の日後三月を経過する日までの間（第五十四条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一　第四十九条第一項各号に掲げる事項

二　第四十九条の二第一項に規定する場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三　第四十九条の三第一項に規定する場合には、総会参考書類に記載すべき事項

四　理事が通常総会を招集するときは、第四十一条第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項（前号に掲げるものを除く。）

五　特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第四十一条の二第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項（前号に掲げるものを除く。）

六　前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2　前項の規定にかかわらず、理事が第四十九条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（総会の招集の通知等の特則）

第五十四条の四　第四十九条第一項及び第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十九条第一項又は第三項の通知には、同条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　電子提供措置をとっている旨

二　前号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

2　第四十一条第五項、第四十一条の二第五項、第四十九条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫においては、理事は、第四十九条第一項の通知に際して、会員に対し、総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

（書面交付請求）

第五十四条の五　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の会員（第四十九条第三項の承諾をした会員を除く。）は、金庫に対し、第五十四条の三第一項各号に掲げる事項（次項及び第三項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2　理事は、第五十四条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（第四項及び第五項において「書面交付請求」という。）をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4　書面交付請求をした会員がある場合において、その書面交付請求の日（当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。

5　前項の規定による通知及び催告を受けた会員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中断）

第五十四条の六　第五十四条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（会員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一　電子提供措置の中断が生ずることにつき金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。

二　電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三　電子提供措置開始日から総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四　金庫が電子提供措置の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

第五十八条第二項に次の一号を加える。

二十五　当該労働金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号の二中「定義」を「通則」に改め、同項第二号の二、第三号、第三号の三及び第四号中「（定義）」を削り、同条第七項第一号中「（通則）」を削り、同項第二号中「（金融機関の有価証券関連業の禁止等）」を削る。

第五十八条の二第一項に次の一号を加える。

二十三　当該労働金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の三第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項第一号中「（第八項において「労働金庫等」という。）」を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「（第八項において「従属業務」という。）」を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を、」を削り、「並びに次条第七項及び第九項」を「及び第四号並びに第五十八条の四第七項及び第八項に、「、合算して、」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「（持株会社）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「次条第一項」を「第五十八条の四第一項」に改め、「、当該会社の議決権を」を削り、「、合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）